

リスクマネジメント



GOVERNANCE



■ 方針・考え方

当社グループは、2006年4月に定めた「関西電力グループリスク管理規程」に則り、組織目標の達成に影響を与える可能性のある事象をリスクとして認識、評価したうえで、必要な対策を実施するとともに、対策後にその評価をおこない、改善していく一連のプロセスにより、当社グループへの影響を適切なレベルに管理することとしています。

■ 体 制

当社グループの事業活動に伴うリスクについては、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスク（情報セキュリティ、子会社の経営管理、安全・健康、市場リスク、財務報告の信頼性、環境、災害、コンプライアンス）については、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行部門に対して、助言・指導をおこなうことで、リスク管理の強化を図ります。さらに、執行役副社長の彌園豊一を委員長に計14名で構成し、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理委員会の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めています。

リスク管理委員会は、リスク評価結果を執行役会議およびサステナビリティ推進会議に提示し、将来にわたる持続的成長の実現に向け、必要なリスク対策をグループ全体の計画・方針に反映するようにしています。また、定期的に執行役会議および取締役会へ報告し、必要に応じてリスク管理の仕組み、体制の改善をおこなっています。さらに、リスク管理体制の整備と運用に関して、経営監査室による内部監査を受け、監査結果を基に改善を図ります。

◆ リスク管理体制図



取組み

リスク管理委員会は2020年度中に4回開催し、当社グループの事業活動に大きく影響を与える重要リスク項目の管理状況を全社的視点から把握・評価しております。重要リスク項目は、当社グループの持続的成長を遂げるだけでなく、SDGs等のグローバルな社会課題の解決を通じて、社会の持続的な発展に貢献していくESGの観点と財務目標達成の観点から、体系立てて整理するとともに、評価にあたっては、影響度や発生可能性の観点から重要性を評価し、リスクマップ上に分類・整理したうえで、俯瞰的にリスク管理状況を把握・管理・評価し、その結果に基づき、必要に応じて業務執行部門への改善指示をおこなっています。

なお、当社グループの経営成績および財政状態に影響をおよぼす可能性のある「重要リスク項目」の具体的な内容および、その対応策については、第97期有価証券報告書（事業等のリスク）および第98期第1四半期報告書（事業等のリスク）に記載のとおりです。

重要リスク項目

分類	重要リスク項目	組織目標・分類	重要リスク項目
E	《1》気候変動	財務目標の達成 (P/L)	《14》エネルギー事業の売上低下
	《2》環境法令		《15》エネルギー事業の費用増加
	《3》放射性物質の放出		《16》原子力の稼働困難化
S	《4》人身災害		《17》投融資の利益低下
	《5》自然災害・武力攻撃・感染症のまん延等		《18》送配電事業の利益低下
	《6》情報セキュリティ		《19》情報通信事業の利益低下
	《7》レピュテーション		《20》生活・ビジネスソリューション事業の利益低下
	《8》従業員の意欲の低下		《21》政策変更
	《9》商品・サービスの提供支障・品質低下		《22》市場リスク(市況の変動)
	《10》人財の競争力低下		《23》イノベーションの停滞
	《11》情報開示関連		《24》エネルギー事業の資産価値毀損
G	《12》コンプライアンス		《25》エネルギー事業以外の資産価値毀損
	《13》ガバナンス		

リスクマップ

影 響 度	■ 存続可能性に 疑義	甚大	《3》放射性物質の放出			
	■ 1,500億円以上 ■ 大規模停電 ■ 恒久的な障害/ 職場復帰不可/ 死亡 ■ 全国エリアの 報道・対処	大	《11》情報開示関連	《9》商品・サービスの 提供支障・品質低下 《10》人財の競争力低下 《15》エネルギー事業の 費用増加 《25》エネルギー事業以外の 資産価値毀損	《1》気候変動 《4》人身災害 《5》自然災害・武力攻撃・感染症のまん延等 《6》情報セキュリティ 《8》従業員の意欲の低下 《12》コンプライアンス 《13》ガバナンス 《16》原子力の稼働困難化	
	■ 500億円以上 ■ 中規模停電 ■ 重傷 ■ 関西エリアの 報道・対処	中			《7》レピュテーション 《21》政策変更 《24》エネルギー事業の 資産価値毀損	《14》エネルギー事業の 売上低下
	■ 500億円未満 ■ 小規模停電 ■ 軽傷 ■ 特定エリアの 報道・対処	小		《18》送配電事業の利益低下 《22》市場リスク(市況の変動)	《2》環境法令 《17》投融資の利益低下 《19》情報通信事業の利益低下 《20》生活・ビジネスソリューション 事業の利益低下 《23》イノベーションの停滞	
			小	中	大	極大
重要度区分			発生可能性			
小 中 大 甚大			■ 1回未満/25年 ■ 顕在化する可能性が低い			
赤字:財務目標達成の観点 黒字:ESGの観点			■ 1回以上/25年 ~ 1回未満/5年 ■ 25年以内に顕在化する 可能性がある			
			■ 1回以上/5年 ■ 5年以内に顕在化する 可能性がある			
			■ 1回以上/1年 ■ 既に顕在化している			

[注] 発生可能性について、例えば、「中：1回以上/25年～1回未満/5年」に区分する項目が、25年間で1回以上必ず発生するのではなく、相対的にみて、その程度の発生可能性があるとして評価していることを示す。影響度の金額的基準は、売上高減少や費用増加の影響を示している。

◆投資リスクのマネジメント

国内再エネ・国際事業ならびにグループ事業や新規事業等への投資については、投資の妥当性の評価に加えて、投資後のモニタリングと撤退・再建策の検討・実施も含めた一連のマネジメントプロセスを構築・運用し、事業推進部門およびコーポレート部門の担当役員で構成される社内会議体（投資評価部会）において、専門的知見に基づく審議・検討をおこなっています。これにより、個別案件の意思決定における適切な判断を支援するとともに、リスク顕在化時にはタイムリーな対応を促し、投資リスクの適正な管理に努めています。こうしたのマネジメント状況は定期的に執行役会議に報告するとともに、必要に応じて評価・管理の枠組みや手法を改善しております。

＜投資妥当性評価＞

投資の実施にあたっては、個々の案件ごとに、投資の目的・ねらいの全社方針との整合性に加え、リスクやサステナビリティを十分に審査のうえ、採算性の確保を前提に、その妥当性を評価しています。

＜モニタリング＞

投資実施後は、個々の案件ごとに、投資のねらいの達成状況や採算性を確認するモニタリングを定期的におこない、採算性低下等の課題発生時には必要な対策の実施を求めています。

＜撤退・再建策の検討＞

採算性が大きく悪化した案件や保有意義が薄れた案件は、リスク等の状況を総合的に勘案のうえ、すみやかに撤退・再建の対応策を検討・審議し、リスクへの適切な対応に努めています。